

平成 29 年度「海外 PL 関連動向調査」に係る委託先の公募について

平成 29 年 6 月 8 日
日本機械輸出組合
大 阪 支 部

1. 目的

米国では製造物責任（PL）訴訟の高額賠償判決や大規模リコール事例がみられ、米国の製造物責任、リコール対策は企業にとって依然として重要である。近年では、自動車や電気電子機器等のグローバル企業においてグローバルな調達が進められており、完成品メーカーのみならず部品メーカーにおいても米国製造物責任、リコールリスクに対する関心が高まっている。さらに、米国の製品安全政策の傾向は他国へ影響する可能性が高く、その動向が注目される。

また、欧州などでは、損害賠償責任における新規分野として、IoT(Internet of Things)の進展などの技術革新を視野に置いて製造物責任が議論されつつあり、今後の動向に注意が必要である。

本調査では、海外の製造物責任（事故報告・リコールを含む）について、米国の最近の動向の調査分析及び主要国の関連情報の収集を実施し、組合員企業における対策及び今後の動向分析の資とする。

2. 内容

(1) 調査「米国における製造物責任、リコールに関する最近の動向」

- ・ 「海外 PL 委員会」(組合員企業の実務者で構成。大阪開催)にて調査の中間報告、最終委員会で最終報告を行う。
- ・ 調査報告書の作成
- ・ 調査内容

最近の米国における製造物責任やリコール問題における、機械製品の完成品と供給部品の製品欠陥・不具合に関わる事業者間の責任問題を取り上げ、主に以下の点について調査、分析を行い、企業の留意点や対策を提示する。なお、調査にあたっては可能な範囲で事例・判例を収集する。

製造物責任リスク管理上の注意点

製造物責任訴訟対応における一般的係争点

製造物責任訴訟解決（和解、評決）における責任分配

リコール損失に関わる係争

いわゆる「不良完成品（impaired property）損害」に関わる係争

- ・ 付随業務(講演業務 1 本)
米国 PL 訴訟対応に関する講演を上記委員会で実施。(1 回)
日本企業/日系企業の米国 PL 訴訟防御における対応戦略について。内容の詳細及び講師については事務局と相談する。調査報告書への記載は要しない。
(本件に関し渡航費用、交通費、宿泊費等の経費は支給しない。)

(2) 海外主要国の最近の動向（情報収集）

- ・ 対象国：海外主要国（米国、EU 及び主要 EU 加盟国、オーストラリア、中国など）

- ・ 情報提供方法：上記委員会にて報告、レポート（A4 5 枚程度）を提出。（年 3 回以上）
- ・ 情報収集項目

IoT、ロボティクス時代の PL 関連動向

特に、EU における PL 指令評価コンサルテーションとその後の動向

PL、製品事故報告・リコール関連法の制定・改正情報

重要な PL 判例

重要判例の紹介、PL 上の論点、企業の留意点に関する解説

製品事故報告、リコール関連の罰則規定や判定基準等の運用規定の制定・改正情報、罰則事例

特に、米国消費者製品安全委員会による行政指導、罰則等の事例紹介、解説

3. 公募における審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額：上限 3,780,000 円(消費税含む)
- ・ 契約期間：契約締結日から平成 30 年 3 月 15 日まで
- ・ 提出物：調査報告書およびレポート
(基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 29 年 6 月 8 日～6 月 15 日（期限内に必着のこと）

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 29 年 6 月下旬に HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒541-0054 大阪府中央区南本町 3-6-14 イトウビル 3 階

担当:大阪支部 宮脇

Eメール:(miyawaki@jmcti.or.jp)

TEL:06-6252-5781

FAX:06-6245-6343

以 上